

広島県告示第八百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域				
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘、同町鹿籠一丁目、同町鹿籠二丁目、同町千代、同町桃山二丁目及び同町青崎東地内	区域の名称 鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称 鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規 定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第八十四号）で定める事項
	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠一丁目 一五（六九 一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桃山二丁目 三（八七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桃山二丁目 三（八七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鹿籠二丁目 （五四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
青崎東一〇 （六九二七 一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	青崎東一〇 （六九二七 一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
柳ヶ丘八五 （四八六〇 一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	柳ヶ丘八五 （四八六〇 一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
青崎東一〇 （六九二七 一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	青崎東一〇 （六九二七 一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担

当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。